

第7回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成19年5月14日(月) 13:30~
場 所：県庁202会議室
参集者：倉岡委員 金澤委員 菊地委員 津志田委員
(寒河江委員は欠席)

【開 会】

【会長あいさつ】

(要旨) 2月5日の審議会に引き続き、死者の個人情報に対する開示等請求について協議する。個人情報保護法第1条には、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことを目的とする旨が書かれている。そのような個人情報の利益衡量的な観点も大事かと思えます。そういう内容を踏まえ、今日中に結論を出していただければ幸いですので、委員の皆さんには忌憚のないご意見をお願いしたい。

【事務局紹介】

【協 議】

(1) 死者の個人情報に対する開示請求等について(説明：総務課県民サービス推進室 松本専門員)

(発言内容)

倉岡会長 今の説明に対する質問、意見がありましたら、よろしくお願いたします。

倉岡会長 それでは、私から質問いたします。

先ほどの説明の中で、事務局としては第1案を支持しているとお話がありましたが、その理由は何でしょうか。

事務局 事務局として、条例改正をすること自体は特段問題がないが、ひとつは、他県の状況が基本的に第1案的な運用を行っているところが一番多い、ということが挙げられます。そういうことで、とりあえずはこの形で運用しつつ、他県の状況を、さらには国においても検討されているという状況ですので、この形で運用してはどうか、と考えています。

条例は一度改正してしまうと、そこからまた元に戻すということはなかなか大変ですので、条例改正というかたちまで行くには、慎重に行っていきたいと考えているため、当面、第1案で運用するのがいいのではないかと、また個人情報保護の趣旨に鑑みても、あまり広範なものはいかなものか、ということもありますので、事務局で検討した結果、当面は第1案で、と考えたところです。

菊地委員 前回の会議で配付された資料、本日も配付されておりますけれども、この資料によると、岩手県は広範な開示請求者の範囲を認めているとありますが、具体的にどんな個人情報開示請求が出されているか、聞いているのでしょうか。

資料の3ページに、今後想定される死者の個人情報開示請求の事案(以下「参考例」と表記)とありますが、これ以外にはないのでしょうか。

事務局 岩手県に限らず、全国的に見ても、このようなケースは非常に少ないものとなっています。こうした請求事案のケースが少ないということもあって、判例等もあまり蓄積されていませんし、これ以外の例というのは、今のところちょっと探せなかったところでございます。

倉岡会長 資料にある参考例を例にとって、第1案と第2案それぞれを当てはめた場合の結論はどうなりますでしょうか。

事務局 基本的には、第1案の場合は、親族であっても認められないというケースがあるかと思われます。親族だからといって、 から までのケースいずれにも当てはまらない場合が考えられます。逆に第2案であれば、対象となる範囲の親族であれば基本的に開示請求が認められる、ということになります。

倉岡会長 参考例については、第1案の場合、ほとんど開示請求は難しい、ということになるのでしょうか。

事務局 第1案の場合、請求者自身の個人情報でもある、ということをごくまで解するか、ということかと思われま。

倉岡会長 ぱっと見た感じでの判断はなかなかできない、ということでしょうか。基準の運用として、なかなか難しい面があるということかと思ひます。

津志田委員 資料1ページに、国における取扱い、とありますが、国においてはその取扱いの方向性について検討中のようですが、国が何か方針を出した場合に、県の条例との兼ね合いというものはどうなるのでしょうか。

事務局 法律の規定を受けて県の条例ができてい、そのような委任関係が個人情報保護条例にはありませんので、いわゆる別々のものと考えて構わないものです。ですから、国がどう判断したとしても県は違、という判断で、国と異なった規定を作成することも可能で。国は国、県は県、という規定をすることができ、ということ。

ただ、県としては、国の規定というものは一定の参考になるもの、と考えております。

金澤委員 資料中、他県の取扱いの中で「個別案件ごとに判断」というのがけっこう見受けられますが、そのうちの大阪府と京都府にはさらに「目的外提供」とあえて書いてありますが、これはどういうことを意味するのでしょうか。

事務局 条例第6条第1項、個人情報の利用及び提供の制限のところの第8号に、「前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聞いたうえで、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」とありますが、大阪府と京都府については個別の規定や基準を持たないで、当県のこの8号のような規定をもとに審議会の意見を聞いて、個別に判断する、というシステムを採っています。

金澤委員 利用制限の例外と同じ運用にする、ということですか。

事務局 そのとおりです。

金澤委員 そのようなことになると、審議会の負担といひますか、審議会がかなり仕事をする、ということですか。

事務局 案件自体は先ほども申し上げたとおり、それほどないという状況ですので、請求が出てきた場合にはこのようなスタイルで個々に判断して行かざるを得ない、ということになります。

金澤委員 個別の案件ごとに判断している他県であっても、一定の指針、ガイドラインのようなものがないと、取扱いが全然違ってきたりバラバラな対応になっていたりして、不公平が生じたりするおそれが危惧されますが、こうした県が持っているであろう、ガイドラインのようなものは把握していますか。

事務局 大阪府と京都府のもの、ですか。

金澤委員 それ以外でも、個別案件ごとに判断するとある県では、解釈指針なりガイドラインのようなものを持っていないのでしょうか。

事務局 大阪府と京都府についていへば、そのようなものは全く持っておらず、まさに個別に判断していく、ということ。

金澤委員 分かりました。

参考例については、これ以外の事例についてはまだよく分からないとのことでしたが、例えば、相続財産に係るものでマイナスの財産、いわゆる借金もこれに含むとの解釈によれば、参考例の滞納情報も本人の情報に入ってくる可能性があるし、相続した土地、これもすなわち財産と考えれば、境界画定の情報も、本人の情報に含まれる可能性がある、と考えられるのですが、それでもなお1案では請求者が限定される、と言われた根拠は何でしょうか。

倉岡会長 財産というものそれ自体をはっきり把握していないためとも思ひますが、法律上はプラスだけでなくマイナスの財産もあります。解釈の際に、事務局の方で迷ってしまうこともないとは言えないので、人によって対応が違ってくる心配があります。

金澤委員 第1案の と については情報の種類を限定するという説明がありました、については死亡した未成年者又は成年被後見人の情報、ということで、ここには何ら限定がない、ということで、ここはこれでいい、という考えでしようか。

事務局 そのとおりです。 と は情報を限定する形で、さらにそれに法定代理人をプラスする、という

ことです。

金澤委員 から まで共通する問題ですが、開示請求を受けた書類の中に、 から のどれかに当てはまるけれども、そこには相手方がいる場合が考えられます。参考例の境界争いの場合、または財産の得喪に関して譲った・譲らないといった場合、死亡した未成年者の場合では、最近のケースでは、いじめがあったかなかったか、など、相手方の情報というものは開示されるものなののでしょうか。

事務局 基本的には相手方の情報については、不開示になると考えられます。

金澤委員 要するに、その死亡した個人に関する事柄だけが開示される、ということでしょうか。

事務局 基本的にはそうなります。

倉岡会長 今、個人情報保護ということで、保護が非常に強調されることによって、開示について制限される傾向がある、ということで、個人情報保護法自体の改正についても検討してはいかがかという意見も出ているようですが、今回の案件も、死者の権利利益を保護するということになれば開示しない方向かも知れませんが、さきほど私がお話ししましたように、個人情報保護法の第1条に、個人情報の有用性に配慮する、と規定されていることから、いわゆる利益調整、開示することにより受ける不利益と利益、そのような利益調整をする運用基準が現在きちんと整備されていないということで、誤解を受けながら運用されているのではないかとこの意見もあるようですので、今回の場合、死者の個人情報を開示することによって、不利益と利益の観点で、果たしてどちらの案が適しているかということをお考えいただきたいと存じます。

倉岡会長 つまりは第1案か第2案か、ということになりますけれども、他県においては相続人については、第一相続人がいれば第一相続人、いなければ第二相続人、というような形になっているところもあるようですが、いかがでしょうか。

菊地委員 第1案でも第2案でも開示できない例かもしれませんが、5月9日の朝日新聞の投書欄に載っていた事例ですが、路上生活者が亡くなったということで、連帯保証人であった人が駆けつけて福祉事務所が葬祭扶助をしてくれたのでそれでお葬式を出したが、遺骨をその亡くなった人のふるさとかえしてやりたい、との思いから、個人情報を聞いたが教えてもらえず、やむを得ず遺骨は斎場に預けることになった、との内容でした。こういうケースは、どうしようもないのでしょうか。

事務局 制度的には難しいと思われまますが、何とかしたいという気持ちは分からなくもない。しかし、親族でも何でも関係だとすると、ちょっと難しいと思われまます。

倉岡会長 死者が出ると遺産分割など様々な問題が出てくる場合がありますが、法律上の相続人であれば、これまでの生前の関係で親しくなかったとか、そういうことは関係なく権利として認められることを前提に進めなければならない場合がありますが、死者の情報をどの程度保護すべきか、保護することによって誰の利益になるのか、生存者であれば生きてその人の利益ということですが…。

倉岡会長 開示をある程度限定的にすべき方向がいいのか、それとも、濫用等のおそれがないのであればできるだけ範囲を広げた方がいいのか、という観点からも検討する必要があると思われまますが、いかがでしょうか。

菊地委員 実際問題として、どのような情報が近親者にとって欲しい情報なのだろうか、ということを見ると、第1案の場合、子どものケースでは情報の種類を問わないことになりまますが、第1案の とは財産的なものと限定されているので、2案のほうが良いと思われまます。

金澤委員 亡くなってしまったからといって一気に個人情報が守られなくなるというわけではない、という観点から、基本的には請求者自身の個人情報保護に準じたかたちが望ましいという考え方が出発点になっています。ただ、今回問題になっているのが、県の病院における取扱いというものがかなり特殊な取扱いになっていると考えられ、何とか別に考えられないものか、と思われまます。ただ、だからといってそれをどうすればいいのかは、具体的なものは何もありませんが、それを外して考えた場合、第1案であっても比較的それほど不都合は生じないのではないかと、思われまます。

津志田委員 第1案は情報の種類の限定、第2案は請求者の限定ということで、第1案はさらに法定代理人というものを加えていて、この部分が第2案の請求者に含まれてくると思われまます。ところで、さきほどから請求対象範囲が広いとか狭いとか話題になっていますが、実際のところ、どちらがどれほどその範囲に差があるものなののでしょうか。

金澤委員 第2案について、ちょっと気になるところがあるのですが、いわゆる近親者の範囲がまだはっきり決まっていない。資料にはかっこ書きで、優先順位をどうするか、同居の親族は含めるのか、と

ということが書いてありますが…。これは、3親等までですか、それとも親等で区別しているわけではないのですか。

事務局 基本的には3親等までです。

基本的には3親等までですが、これも他県の例ですが、要するに基本的には配偶者であり、配偶者がいない場合は子どもまで認めよう、そのような形で優先順位をつけたものや、そういう順位なしに、今お話にあったように、3親等までは一律に同じに扱うといったことも考えられます。そのようなケースパターンはあるかと存じますので、資料にはかっこ書きで書いているものであります。

金澤委員 同居の親族まで含めてしまうと、6親等まで親族関係が認められることとなります。第2案がどこまで及ぶかということがイメージしにくい気がします。

倉岡会長 例えば第1案であれば北海道などが参考になりますし、第2案であれば岩手県が参考になるかと思えます。ただ、その中間的な取扱いの県もたくさんあります。

私は基本的には種類を限定することは難しく、その結果、事務局なり当局側の考え方に左右されるおそれがあるということで、第2案の方がいいのではないかと思われま。ただし、金澤委員が申したとおり、親族の範囲をどこまで認めるのか、という問題があります。相続人といえば配偶者と子どもです。もしそれがいない場合は親や兄弟姉妹になるわけです。ですので、相続人であればいいのではないか、ということで、その他、特殊な病院の指針との整合性を図るために、密接な関係のある人、これについてはある程度解釈せざるを得ない部分がありますが、第一義的には相続人として、それだけだと限定的になってしまうので、密接な関連性があればそうした人も認めてやるというような二重に基準を設けてはいかかかと思えます。そうすれば県立病院の指針とも矛盾しなくなると思えます。

金澤委員 県立病院の取扱いについては今回の議題ではないかと思えますけれども、ちょっと疑問が残っています。指針を見て、前回の会議からつらつら考えていたのですが、実質的に患者の看護をしていたのは看護師ではないか、と言えなくもないのかな、と。例えば親族の方が誰も来なくて看護師に任せきりの場合は、看護師がここでいう密接な関係のある人になってしまうので、看護師が情報提供の申し出ができるのかというと、おそらく、そうはならないと思います。しかしこのままではできることになってしまいます。そういうことを考えると、この機会に県立病院の取扱いの方も見直していただく必要があるのではないかと思えます。

倉岡会長 条例が制定されれば、県立病院もそれに従わなければならないのでしょうか。

事務局 条例の範囲内で、ガイドライン的に定める、ということになるかと思えます。あとは、その一部枠から外れるものについて情報提供を行うかどうか、ということですが、委員がおっしゃったような看護師の場合は、病院の長が判断できますのでそこで却下されると思いますが、ただ、第一義的に実質的に患者の世話をしていた者、となると、場合によっては看護師も含まれる可能性があるため、そこは運用で病院の長が認めない、ということになるかと思えます。

倉岡会長 請求権者が請求したとしても、個人情報に係る条例の不開示条項に該当して、開示が適当でないという場合には開示しない、ということではよろしいのか。

事務局 そのとおりです。

金澤委員 第2案の場合、例えば相続人間で争いがあるとき、先ほどの説明によると、本人若しくは死者に関係のないところは不開示になる、とのことですが、そうすると、お互いに争っている事案の場合に、一番見たいところは結局不開示になってしまうという状況は避けられない、ということではよろしいのでしょうか。

倉岡会長 そういうケースでは、被相続人が直接関わっている場合があると思えますし、そういう場合は。

金澤委員 そうすると、相続人が複数いて、その相互間に争いがある場合、開示請求者は請求者本人と死者に関する情報は見ることができるけれども、一番知りたい、争っている相手方の情報は見られない、と、こういうことではいいのでしょうか。

倉岡会長 相続人同士で、遺産について争っている場合でしょうか。その場合に、例えば参考例の境界争いのような場合、相続には余り関係ない例ですが、具体的にはどんな例が…

金澤委員 難しいですが、親がお金持ちだったとして、子どもに遺産をやったとかやらなかったとか、あるいは第三者を入れて契約をさせたとか、していないとか…

倉岡会長 私は、基本的には、情報は、開示できるものは出して、第三者に係るものは出せないわけですから、その先まで死者の情報を出さないことが死者の利益になるのか、というところ果たして・・・と思います。

金澤委員 私も、特に第2案で構わないです。

津志田委員 情報の種類として限定した場合、どちらが限定しやすいかというところ、第2案の方がいいと思います。こちらの方が、判断しやすいと思います。情報を限定しようとする、絶えず扱いをどうするか、となってしまう、恣意的になるおそれも強いと思います。相続人云々といえば、これで範囲は決まってくるので、非常に分かりやすいと思います。

倉岡会長 仮に相続人となると、推定相続人ということですが、孫やおじいちゃんが相続人にはすぐにはならないので限定していく必要があると思いますが、あとは成年被後見人の場合をどうするのか、第2案には何も書かれていないので、なくなってしまいます。

だいたい、親と重なると思われますが・・・

事務局 通常はそうだと思います。

倉岡会長 後見人の問題は、今後出てくるおそれはあると思います。必ず、相続人でない人が後見人になる場合があります。

倉岡会長 それでは、大勢は第2案という考え方が多数、ということで、ただ、第2案のとおりするかどうかは別としましても、請求者で限定した方がいいということで、その方向でお願いしたいと思います。ただ、第1案の 的なものをプラスするような考え方でお願いいたします。

倉岡会長 それでは、相続人とした場合、どの程度の範囲まで・・・あと、順番等についてはいかがでしょうか。

相続人といった場合は、まず、第一順位の相続人として配偶者と子ども、子どもがいない場合は配偶者と親、親がいなければ兄弟、あとは甥や姪まで代襲相続する可能性があります。

菊地委員 資料の4ページに、秋田県や宮城県の対応が掲載されておりますが、秋田県の場合はまず として配偶者と子、 として、 がいない場合は父母、とあります。このように優先順位を明快に序列化すると、何か弊害があるのでしょうか。相続争いが起こった場合、却って難しいのではないかと思われますが・・・。

倉岡会長 代襲相続が含まれなくなってしまうので、必ずしも一致しないですね。

必ずしも相続の順番に従ったものでもなく、それに準じた考え方の方です。

金澤委員 順序が決まっていると、 の配偶者と子どもがいる限りは、それ以外の血族は対象にならないのでしょうか。

菊地委員 ならない、ということでしょうね。

金澤委員 すると、そこに嫁と姑の問題があれば、もしかしたら・・・。

金澤委員 会長のお考えでは、順序は決めないで、ある一定の範囲であれば認める、というお考えでしょうか。

倉岡会長 そうですね、いわゆる推定相続人ぐらいの範囲までは認めた方がいいのではないかと考えております。

金澤委員 認めるのであれば、その方が私も合理的であると思いますし、また、例えば配偶者がいるかもしれないけれども行方不明、というような場合にも、その方が対応できると思います。

金澤委員 さきほどお話のあったような、身寄りのないような方の場合はどうなるのでしょうか。

倉岡会長 例えば、身寄りのいない人の情報を請求しようとする人とは、具体的にはどのような人を想定できるのでしょうか

菊地委員 さっきのお話のケースのような・・・

倉岡会長 「その他特別の事情のある時と認められる場合は・・・」みたいな規定を設けるかどうかでしようけれども・・・。

菊地委員 そういう人がもし、自分の縁故にいて、遺族に突然遺骨が送られてきたりしても、驚くだけですけれども。

津志田委員 そういふ人の、どこがふるさとであるかというようなお話がありましたけれども、誰がそのような情報を持っているのかも分からないと思いますけれども、実際は非常に難しいのではないだろうか。住民基本台帳が分かるようになっていけば、どこがふるさとか、分かるのかも知れませんが、

そうでもなければ、通常は身寄りの情報を消して、分からないのか実態でしょう。

- 倉岡会長　　そういって、岩手県に限りなく近い形で、お願いしたいと思います。
- あとは、同居の親族の取扱いをどうするかですが、いかがでしょうか。ただ、実際問題としてはこの事例もあると思います。身近な親戚と仲が悪くて、遠くの親戚が面倒を見てくれている、という場合もありますから…。
- 金澤委員　　親族相当だったら同居の親族も含まれてきますが、ちょっと違うケースですから…。
- 倉岡会長　　条例で取扱いを決定すると、病院の指針もこれに従うことになるので、実際に患者の世話をした看護師は、請求できなくなりますか。
- 事務局　　できなくなります。あとは、実際にはガイドラインまで拠らないで相対で話をしている部分もあるかと思いますが、そうしたケースが多いのではないかと思います。条例とは別に、情報提供というスタイルで実施することは可能かだと思います。
- 金澤委員　　県外の取扱いで、形式的というか、配偶者と2親等以内の血族または実質的に判断する、となっていて、ちょっと不思議な規定の仕方だと思います。3親等を越えてしまうとダメとなり、実質的な判断のもとでしか請求ができなくなる、ということになります。
- 倉岡会長　　それでは、第2案を前提に検討を進めたいと思いますが、配偶者、これは事実上の婚姻関係又は内縁関係でしょうから、これは保護される方向にあるから、異論はないと思います。それから、子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ここまではよろしい、ということで問題ないと思います。あとは同居の親族を含めるかどうか、ですが、これはいかがでしょうか。
- 秋田県や宮城県では、そこまでは認めていないようですが…。
- 金澤委員　　基本的には、配偶者及び2親等の血族までかだと思います。それで、同居の親族というと、6親等になって、一気に範囲が広がってしまいます。
- 同居の親族を認めているのは、岩手県だけですか。
- 倉岡会長　　岩手県だけのようです。
- 金澤委員　　親族といった場合、姻族は含まれるのでしょうか。
- 倉岡会長　　普通は親族といった場合、姻族も含まれます。
- 金澤委員　　それであれば、会長がおっしゃったように、まずは2親等で切っておいて、そのうえで特別の事情という、例外的なものを認めたかたちの対応の方が、まだ合理的な判断ができて、説明もつくのではないのでしょうか。それとも、特別の事情という規定を設けると、結局何でも含めることができるようになって、恣意的になってしまいますでしょうか。
- 倉岡会長　　そのときは、審議会の意見を求める、ということで大丈夫かだと思います。
- 菊地委員　　甥や姪は何親等になるのでしょうか。
- 金澤委員　　3親等です。
- 菊地委員　　甥や姪に世話になっている人も実際にはいると思います。
- 対象が広すぎると、保護という観点から逸脱しすぎるかも知れないし、成年被後見人のケースもありますので、そこに、その他として個別に判断するような場合のものをひとつ設けるといってよろしいと思う。
- 津志田委員　同意見です。
- 倉岡会長　　そういたしますと、原則は第2案的な考え方でいくということで、一つ目には配偶者、それから父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹まで同列に扱うとし、二つ目に、第1案の の部分の、死亡した未成年者や成年被後見人に関する情報については法定代理人、と限定した上で、そしてその他として、特別の事情がある者、この部分は審議会の意見を徴したうえで決めていくのでしょうか、それとも、そこまではしないで…。
- 金澤委員　　この点は実施機関において判断できるものなのかどうか、ということになります。同居の方で、実際に世話をしている者が、そういう関係にあるかどうかということを実施機関が判断できますでしょうか。
- 事務局　　難しい点はあるかと思いますが、可能だと思います。
- 金澤委員　　どのくらい案件があるかにもよるか、とは思いますが、いちいち審議会の意見を聞くよりは、積み重ねて実施機関が判断できるようになるといいと思います。
- 倉岡会長　　審議会の意見を聞いて云々、と書いてある条例を持っている県はないようですね。

事務局 この部分については、ないようです。

倉岡会長 それでは、そこは事務局にお任せいたします。

倉岡会長 そうすると、病院での取扱いについても、ある程度認められることになります。

これで、だいたいのところはまとまったように思いますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 ただいまご審議いただきました内容によりますと、方向性は第2案ということですので、この方向で意見集約をいたしまして、会長の了解を得て各委員へ送付したいと存じます。ただし、資料の中にもありましたとおり、国の方でも取扱いを検討中ということですので、また、他県においても条例化したところはまだ少ないというようですので、他県の動向を見ながら、なお県としてどうすべきか、事務局で引き続き検討していきたいと思えます。

倉岡会長 それでは、これをもちまして、本日の協議を終了いたします。

事務局 ありがとうございました。

【終了】 14時50分